

1. 日本郵政公社成立時の資産及び負債の価額

(1) 基本となる考え方

(郵政事業の公社化に関する研究会 財務会計制度ワーキンググループ 財務会計制度ワーキンググループ最終報告

特別会計からの移行措置等 第 16 特別会計等から公社への承継 2 三特別会計等の閉鎖処理・公社会計の開始処理 (4)承継する資産・負債の評価と個別検討事項 より)

「承継する資産・負債の価額は、承継時における公正な価値で表す必要があり、公社成立時における時価を基本とすることが適切であると考えられる。ただし、業務が公社により継続して行われることにかんがみ、財産の種類、用途等を勘案し、時価評価以外の適切な評価方法によることができることとする必要があると考えられる。」

「なお、承継する資産・負債の評価に係る個別検討事項とその検討結果は、次のとおりである。

ア 有価証券の評価

業務の継続性を考慮すれば、金融商品の属性及び保有目的によっては、直ちに売買・換金を行うことに業務遂行上の制約が存在する場合が考えられる。したがって、承継時において、保有目的を全く考慮せずに時価評価することは、必ずしも、公社の財政状態を適切に財務諸表に反映させることにならないと考えられ、「金融商品に係る会計基準」に基づき、その保有目的に応じて評価を行うことが適切と考えられる。

イ 償却資産の評価

償却資産の評価額について、承継時までの経過年数に応じた減価償却計算後の正味資産価額 をもって時価とみなすことが適切と考えられる。この場合、建物の正味資産価額の算定方法については、郵政事業特別会計における償却基準を採用する方法と、取得時点から公社における償却基準を採用して再計算する方法とが考えられるが、郵政事業特別会計において企業会計の手法によりこれまで実施されてきた減価償却に一定の合理性が存することに加え、実務上の観点をも考慮すれば、郵政事業特別会計の償却基準によることが適切と考えられる。」

ここで「正味資産価額」とは取得価額から減価償却累計額を控除した額のことをいう。

(2) 公社成立時貸借対照表における資産・負債の価額

(成立時貸借対照表 注記事項 (7) 財政の状態を正確に判断するために必要な事項 より)

科目	公社成立時の資産の価額
現金及び預金	帳簿価額。ただし、譲渡性預金については、有価証券に準じて、「金融商品に係る会計基準」(11.1.22 企業会計審議会)に基づき評価。
買入金銭債権	市場価格により評価した価額
金銭の信託	市場価格により評価した価額
有価証券	売買目的有価証券：市場価格 満期保有目的の債券：帳簿価格（購入証券経過利子を除く） 責任準備金対応債券：市場価格 子会社株式及び関連会社株式：取得原価 その他有価証券：市場価格
預託金	帳簿価額
貸付金	帳簿価額
土地	相続税評価額（路線価）。ただし、相続税評価額（路線価）のないものは鑑定評価額。
建物及び動産	償却資産は承継時までの経過年数に応じた減価償却計算後の正味資産価額（正味資産価額が 20 万円以上のものを計上）。非償却資産は帳簿価額。
建設仮勘定	帳簿価額
その他資産	原則帳簿価額
貯蔵品	各物品の最新の契約単価
借地権	当該土地全体を相続税評価額（路線価）で評価し、これに地上権共有持分割合を乗じて算定した価額。
電話加入権	回線数に国税局長の定める標準価額を乗じて算定した価額。

科目		公社成立時の資産の価額
その 他 資 産	ソフトウェア	承継時までの経過年数に応じた減価償却計算（定額法、一般の法定耐用年数及び法定残存価額による）後の正味資産価額（正味資産価額が 20 万円以上のものを計上）
	その他の無形固定資産	承継時までの経過年数に応じた減価償却計算（定額法、一般の法定耐用年数及び法定残存価額による）後の正味資産価額（正味資産価額が 20 万円以上のものを計上）
	その他の資産	帳簿価額。ただし不動産信託の受益権は、信託に供している当該土地の相続税評価額（路線価）。また、徴収停止をしている債権並びに犯罪等に起因する債権のうち納付期限から一定期間に渡り回収できていないもの及び徴収停止に準ずるものは全額償却。

科目		公社設立時の負債の価額
郵便貯金		帳簿価額
保険契約準備金		帳簿価額
借入金		帳簿価額
その他負債		原則帳簿価額
	前受郵便料	販売所在庫額、利用者手許在り高みなし額（利用者の消費率は、販売所における切手類の消費率（仕入額に占める販売額の比率）と同等とみなして算定）及び料金計器予納金未使用額の合計額
	金融派生商品	「金融商品に係る会計基準」（11.1.22 企業会計審議会）に基づき評価（市場価格）した価額。
退職給付引当金		公社成立時における退職給付債務の見込額に基づき、公社成立時に発生していると認められる額
賞与引当金		支給見込額

（注 1）郵政事業特別会計における償却基準（定率法、耐用年数及び残存価額）によるものであり、郵政事業特別会計において償却基準のない機械器具以外の物品等については、定率法、一般の法定耐用年数及び法定残存価額による。

（注 2）帳簿価額について、郵政事業特別会計等の貸借対照表に計上されていない場合には取得価額等何らかの帳簿等に記載された価額による。

（注 3）市場価格がない場合には合理的に算定された価額による。

2. JR設立時の資産の価額

(1) 基本となる考え方

日本国有鉄道改革法（昭和 61 年 12 月 4 日法律第 87 条）

第 20 条

承継法人が日本国有鉄道から承継する財産(第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から承継するものを含む。)の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。

2 評価審査会は、前項の規定による決定をしようとするときは、その承継の際に見込まれる日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の会計における当該財産の帳簿価額を基準とするものとする。ただし、当該財産の種類、用途その他の事項を勘案して帳簿価額によることが適当でないとき認めるときは、当該財産の帳簿価額によらないことができる。

新幹線鉄道保有機構法（昭和 61 年 12 月 4 日法律第 89 号）

第 5 条

機構はその成立の時に於いて、日本国有鉄道に対し、改革法第 22 条（権利及び義務の承継）の規定により承継する資産の当該承継の際に見込まれる再調達価額（当該資産を当該承継の際に新たに取得するものとした場合における価額として運輸省令で定める方法により算定した価額をいう。）から改革法第 20 条（承継される財産の価格）第 1 項の規定による決定に係る当該資産の価額を差し引いて得た金額に相当する額の債務を負担するものとする。

(2) JR 設立時における資産の価額

JR 各社

評価額	評価対象	根拠法令
時価評価 (注1)	鉄道の旅客駅の用に供している土地で当該旅客駅と一体として他の者の事業の用に供する店舗、事務所等が建設されたもの	日本国有鉄道改革法 施行規則第8条第1項
	自らその事業のために使用しない土地又は建物であって、現に他の者に貸し付けており、又は他の者に貸し付けることが確実であるもの	日本国有鉄道改革法 施行規則第8条第2項
	職員の宿舍の用に供している土地のうち、承継法人が日本国有鉄道から引き継ぐ事業又は業務に関し最大限の効率化を図るものとした場合において必要となると見込まれる職員の宿舍の用地に相当する部分以外の部分	日本国有鉄道改革法 施行規則第8条第3項
	職員の保養又は宿泊のための施設の用に供している土地	日本国有鉄道改革法 施行規則第8条第4項
	株式	日本国有鉄道改革法 施行規則第8条第6項
用途を廃止した場合における時価	連絡線事業の用に供している減価償却資産	日本国有鉄道改革法 施行規則第8条第5項
備忘価格	特定地方交通線に係る資産	日本国有鉄道改革法 施行規則第8条第8号
	寄附を受けた減価償却資産であって当該資産を使用しないこととなった場合には返還することとされているもの	日本国有鉄道改革法 施行規則第8条第9号
収益調整措置価格 (注2)	北海道旅客会社等が承継する減価償却資産	日本国有鉄道改革法 施行規則第8条第7号

参考資料 1

(注1) 主として地価公示法による公示価格又は国土利用計画法による基準地の標準価格を基礎とし、道路条件、容積率、地形等の要因比較を行って求める比較方式による比準価格等に基づく評価。

(注2) 昭和62年度以降5ヵ年間の減価償却費相当額及び除却費相当額の総額がこれらの資産の機能の維持のために必要と見込まれる昭和62年度以降5ヵ年間の費用の総額に相当する額となるように決定された価格

新幹線鉄道保有機構

評価額	評価対象	根拠法令
時価評価	土地	新幹線鉄道保有機構法施行規則第40条第1項第1号
1	土地以外の固定資産（建設仮勘定を除く。）	新幹線鉄道保有機構法施行規則第40条第1項第2号
帳簿価額	上記以外の資産	新幹線鉄道保有機構法施行規則第40条第1項第3号
2	東北新幹線以外の新幹線鉄道	新幹線鉄道保有機構法施行規則第40条第1項第4号

1 イ 取得価額 × 当該資産の使用開始後の期間における物価等の変動率

ロ (取得価額 - 減価償却累計額) / 取得価額

ハ イに掲げる額のうち建設関連利子額に相当する部分の金額 - 日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団に会計において既に償却が行われた部分部分に相当する額

.....「イ × ロ - ハ」により算出する。

2 建設関連利子額 - (当該建設関連利子額 / 25 × 当該新幹線鉄道にかかる資産の使用開始後の期間に相当する年数)